

障害児通所支援事業 ☺ 利用の手引き

障害児通所支援事業とは

児童福祉法に基づく療育を提供する事業で、心身に障害のある児童や発達に心配がある児童が日中に利用できるサービスです。

中央区に申請し、支給決定を受けて受給者証が発行された障害児が利用できます。

対象となるサービス

サービス名	内容
児童発達支援	<u>未就学児</u> が療育施設に通所して療育を受けられます。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児など重度の障害があり、通所することが困難な障害児のために、支援員が障害児の居宅に訪問して療育を行います。
放課後等 デイサービス	<u>小学校入学以降、原則 18 歳に到達するまでの就学児</u> が療育施設に通所して療育を受けられます。
保育所等 訪問支援	幼稚園、保育園、学校など対象の障害児が集団生活を営む施設に支援員が訪問し、障害児が集団生活へ適応するための専門的な助言を教員等に対して行います。

※療育とは、障害特性に応じて、医療と教育により発達を促す援助を行うことをいいます。

※施設入所などに係るサービスは東京都が支給決定します。詳しくはお問い合わせください。

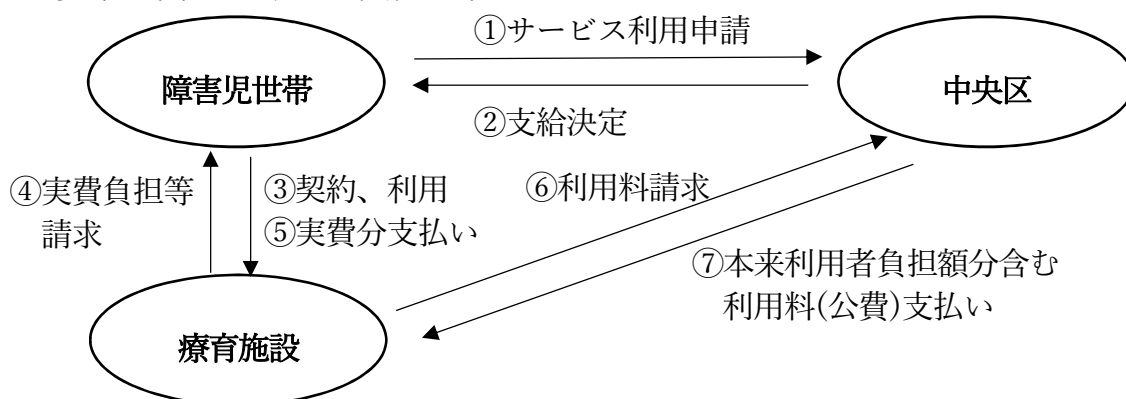
利用者負担額について（中央区独自助成）

利用する児童の保護者の世帯所得（区民税所得割額）に応じて負担上限月額が決まります。

なお、中央区独自の助成制度と国の無償化制度により、利用者負担額の全額を助成しています。サービスの利用申請にあわせて助成申請を行っていただければ、受給者証の記載内容にかかわらず自己負担は発生しません。

ただし、おやつ代や教材費は実費負担が必要となります。また、決定支給量を超えて利用した場合など、超過分は助成の対象外となりますので、別途自己負担となります。

<参考：手続きの流れと支払い等>

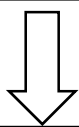


サービス利用開始までの手続きの流れ

【あらかじめご用意いただく書類など】

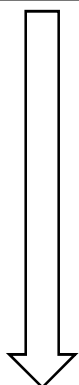
- 以下のいずれか（療育の必要性があると明らかな根拠資料）
 - ・ 障害者手帳
 - ・ 療育の必要性があると明記された医師の診断書
 - ・ 療育の必要性があると明記された発達検査結果など
 - ・ 療育の必要性があると明記されたゆりのきの利用状況票
（同意いただければ、障害者福祉課からゆりのきへ直接依頼します）
 - ・ 特別支援学級通学決定通知など、在籍が分かる書類
- マイナンバーの分かる書類（保護者、ご本人分）
- ご本人の生育歴などが分かるもの（母子手帳など）

(1) 中央区障害者福祉課へご連絡ください。（平日午前 8:30～午後 5:15、水曜日のみ午後 7:15）



未就学児：03-3546-6753
就学児、重心児等：03-3546-6032

(2) 保護者、本人と障害者福祉課の地区担当ケースワーカーが面談を行います。



面談場所：ご家庭訪問、障害者福祉課窓口、ゆりのき（ご希望を伺います）
所要時間：1時間程度
面談内容：食事や普段の行動など（5領域11項目）、生育歴など、サービスの利用内容（種類や量）などについて伺います。
※あらかじめご用意いただいた書類などを確認いたします。
※面談内容をご本人にお聞かせになりたくない場合、別室をご用意することなどもできますので、ご希望の場合はご相談ください（ゆりのきでの面談に限る）

(3) 利用申請書、セルフプラン（または障害児支援利用計画案）をご提出いただきます。

(4) 面談内容や提出書類を勘案して、中央区でサービスの支給可否や支給量を決定し、支給決定次第、受給者証を発行します。



※面談の約2週間後に、郵送でお送りします。

(5) 受給者証発行後、実際に通所する療育施設と利用契約を結んだ後に利用開始できます。

【問合せ先】

中央区福祉保健部障害者福祉課相談支援係
住所：〒104-8404 中央区築地1-1-1
電話：03-3546-6032、03-3546-6753
（平日午前 8:30～午後 5:15、水曜日のみ午後 7:15）